

平成24年度 隨意契約に関する四半期毎の監査結果概報  
(第4四半期：平成25年1月～3月契約分)

1 監査対象機関	北海道森林管理局及び各森林管理署等
2 監査方法	書類監査
3 監査の視点	<ul style="list-style-type: none"><li>・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか</li><li>・法令の適用、解釈が適切か、</li><li>・少額随意契約を厳正に実施しているか</li><li>・意図的に契約を分割して少額隨契としていないか</li><li>・その他問題点はないか</li></ul>
4 監査結果の概要	<p>(1) 総括的評価</p> <p>主要事業については、概ね一般競争へ移行されており、物品、役務についても、随意契約は必要最小限とされていた。</p> <p>(2) 具体的内容</p> <p>随意契約については、少額随意契約が大半を占めており、宿舎・庁舎等修繕、車両整備・修理、ガソリン等油脂類等であった。</p> <p>また、競争不許の随意契約として、車検整備に係る追加整備、直販の書籍・新聞購読料、複写機等賃貸借料及び保守料、保健衛生委託業務、土地借り上げ料等であった。</p>
事項別評価	指導状況
<ul style="list-style-type: none"><li>・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか 局・署の調達は、概ね一括・集中調達が適切に行われている。</li><li>・法令の適用、解釈が適切か 対象期間（1月～3月）における契約については、概ね適切であった。</li><li>・少額隨契を厳正に実施しているか 少額隨契の適用範囲の契約となっている。</li><li>・意図的に契約を分割して少額隨契としていないか 意図的に分割したと思われる案件は見受けられない。</li><li>・その他問題点はないか 特になし</li></ul>	